

頑張る企業を応援しています！

☎ 創業経営支援課 ☎585-6029

大分の経済・雇用を支える重要な役割を担っている中小企業。市では、中小企業などがそのポテンシャル(潜在能力)を十分に発揮できるよう、さまざまな支援を行っています。

市内で創業したい！



◎創業者応援事業補助金

市内に新たな事業所を開設する創業者へ、初期費用として必要な経費を補助します。

- 対象企業：創業前または創業後5年未満の中小企業で、市内に主な事業所と住所を有する個人事業主または市内に本店を置く会社を設立する予定の個人、市内に本店を置く法人
- 補助内容：①事業所賃借料、②事業所改修費、③法人登記などに係る経費、④販売促進に係る経費

市内で事業所を増設したい！



◎企業立地促進助成金

市への企業進出や事業所などの増設・移設に係る費用に対し助成します。

- 対象企業：製造業、県・市などが造成した工業用地に立地した製造業以外の産業（情報通信関連産業支援助成金の対象となる産業を除く）
- 補助内容：事業拠点・生産拠点などを新設・増設・移設し、新規従業員を雇用する事業（単なる営業所の新設は除く）
※助成内容は対象事業などにより異なります。

経営課題を相談したい！



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者・小規模事業者に対し、中小企業診断士による無料経営相談会を開催します。

- 相談日：6月～9月の第1日曜日と第1月曜日
- 相談会場：J:COM ホルトホール大分301会議室または創業経営支援課（本庁舎9階）
※相談時間や申込方法など詳しくは、お問い合わせください。

国内や海外へ販路を広げたい！



◎販路拡大課題解決補助金

商品の開発・改良やブランディング、プロモーションなど販路拡大のための課題を解決するためにかかる費用に対し補助します。

◎中小企業見本市等出展事業補助金

国内の見本市（オンラインも可）に出展する際の出展料、旅費や印刷物作成料等に対し補助します。

◎海外販路拡大サポート補助金

海外に販路を拡大するために必要な、外国語ホームページの作成、越境EC出店、海外向けパッケージデザインの作成等にかかる費用に対し補助します。

新しい補助金がありますか？



◎中小企業者事業承継等支援補助金

中小企業者の事業承継やM&Aを円滑に行うために必要な経費に対し補助します。

- 対象企業：1年以上同一事業を営む、市内に本社がある法人または市内に住所および事業所がある個人
- 補助内容：初期診断経費、コンサルティング経費、企業価値および譲渡価格の算定経費、M&A売却に係る仲介手数料等

◎中小企業者BCP等策定等支援補助金

中小企業者が新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策を含めた事業継続計画（BCP）および事業継続力強化計画を策定または改定するための経費を補助します。

- 対象企業：1年以上同一事業を営む、市内に本社、登記している支社、工場等がある法人または市内に住所および事業所がある個人
- 補助内容：①他事業者へ支払う費用（委託料、コンサルタント料等）、②印刷製本費（申請者自身が行う製本を除く）
※②のみの申請は不可。

自社の競争力を強化したい！



◎中小企業人材育成支援事業補助金

業務上必要な能力・技術の習得・向上のため、従業員などが研修に参加する際の経費に対し補助します。

- 対象企業：市内に事業所がある中小企業
- 補助内容：研修費、宿泊費、交通費

◎中小企業自主研修応援事業補助金

中小企業が自ら企画・開催をする研修に必要な経費に対し補助します。

- 対象企業：市内に事業所がある中小企業
- 補助内容：会場借上料、講師謝礼金、講師招へいに係る交通費・宿泊費、委託料

◎知的財産権取得促進事業補助金

特許権、実用新案権、意匠権、商標権の出願に要する経費に対し補助します。

- 対象企業：市内に本社または主たる事業所を有し、1年以上同一事業を営む中小企業
- 補助内容：出願料、弁理士に対する報酬、電子化手数料、登録料（実用新案権のみ）

補助上限額や補助内容など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

🔍 企業支援・企業誘致 で検索！



建物の安全に係る費用を一部補助します

☎ 開発建築指導課 ☎537-5635

がけ崩れの危険がある住宅の移転を一部補助します

近年、台風や集中豪雨により全国的に土砂災害の被害が多発しています。そういった被害から生命の安全を確保するため、がけ地に近接した危険住宅等の居住者に対して、住宅の移転や除却を支援します。



はじめに

補助の対象となるかどうか、必ず事前相談が必要です。開発建築指導課へお問い合わせください。また、事前相談は原則、申請したい年度の前年度に行ってください。（今年度に移転や除去を行いたい場合は、必ず事前相談時にその旨をお伝えください。）

要件

市内の土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域、がけ条例適用区域に指定された際に、すでに区域内に存在していた住宅を除却し、安全な区域内の代替住宅に移転すること（※別途要件あり）

補助金額

- 危険住宅の除却工事費
上限97万5,000円/戸
- 代替住宅の建設・購入や代替住宅取得後の改修、またはこれらに必要な土地の取得費において生じる住宅ローン等の借入れに対する利子額の補助
上限421万円/戸（※別途上限あり）

募集期間

5月10日(月)～12月17日(金)
※予算に達し次第終了となります。

その他

申請前や通知書受領前に着手した場合は、事前着手となり補助金が出ませんのでご注意ください。

その他にも、一部補助制度があります

対象や補助金額など詳しくは、お問い合わせください。

旧耐震の木造建築物の耐震診断・耐震改修

募集期間：5月10日(月)～12月17日(金)

危険なブロック塀などの除却

募集期間：5月10日(月)～4年1月28日(金)

防災ベッドや耐震シェルターの設置

募集期間：5月10日(月)～12月17日(金)

吹き付けアスベストの分析・除却等

(成形版、石綿含有仕上塗材は除く)

募集期間：5月10日(月)～12月17日(金)

